

第6回相模原市議会史編さん委員会

令和6年12月23日(月)
各派代表者会議、議員互助会理事会終了後

案 件

- 1 これまでの経緯について . . . 資料1

- 2 事業フレーム（案）について . . . 資料2

- 3 編さん要綱の一部改正について . . . 資料3

- 4 編集会議開催要領の策定について . . . 資料4

- 5 その他

これまでの経過について

1 相模原市議会史の発刊の経過

		発行時期	編さんの対象期間	ページ数(A5)
資料編	I	平成3年3月	昭和16年4月～昭和54年3月	988
	II	平成5年3月		868
記述編	I	平成6年5月	明治22年～昭和38年	1,189
	II	平成7年3月	昭和38年度～昭和53年度	1,164
年表編		平成8年3月	明治22年～昭和54年	656

2 今回の編さん事業に係る主な検討経過

項番	時期	経過
1	平成28年7月	各派代表者会議において、議会史編さんの再開について説明
2		議長決裁「相模原市議会史続編の編さん事業の実施について」
3	平成29年11月	各派代表者会議において、年次計画書(案)を提示 〔平成30～31年度に「事前準備」 平成32年度から「(完全)業務委託」を実施、平成37年に完了〕
4	平成31年2月	「相模原市議会史編さん要綱」を策定し、「編さん委員会」を設置
5	令和元年6月	第1回 編さん委員会を開催 〔令和2年度に「委託方法」及び「経費」を検討 令和3年度から「(完全)業務委託」を開始、令和8年度に完了 執筆依頼を想定している学識者2名の氏名を提示〕
6	令和元年12月	「編さん期間」の見直し(9期36年→10期40年)
7		第2回 編さん委員会を開催 ※事業計画書、概算事業費を提示
(令和2年1～2月頃から、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応が、日本を含め世界的な問題に)		
8	令和2年11月	第3回 編さん委員会を開催 ※「(完全)業務委託」の実施を令和3年度から令和4年度に変更
9	令和3年12月	関係課長打合せ会議を開催し、編さん事業の継続実施を確認
10		第4回 編さん委員会を開催 〔「(完全)業務委託」の手法を見直して「編集会議」や「調査執筆員」の 枠組みに 完了目途を令和9年度に変更〕
11	令和4年度	・「編集会議」や「調査執筆員」の構成員の調整が難航し、着手できず ・各派代表者会議において、「令和5年度の予算が確保できなかった旨」を説明
12	令和5年度	・「編集会議」等のフレームの見直しを検討 ・各派代表者会議(12月13日)において、「令和6年度から任期付短時間勤務職員を採用する方向で進めている旨」を説明 ・各派代表者会議(1月24日)において、「編集会議に係る令和6年度予算が措置された旨」を説明
13	令和6年5月28日	第5回 編さん委員会を開催し、事業フレーム等の見直し案を説明

2 今回の編さん事業に係る主な検討経過（続き）

項番	時期	経過
14	令和6年 7月～9月	任期付短時間勤務職員を募集 【結果】 令和7年1月1日から1名採用 令和7年4月1日から2名採用 (合計3名、任期はいずれも採用日から3年)
15	令和6年12月19日	相模原市職員定数条例が改正され、議会局の職員定数が3人増に (そのうちの1人が「議会史編さん事業への対応」分) ※改正条例は令和7年4月1日施行
16	令和6年12月23日	第6回 編さん委員会を開催し、事業フレーム等の最終案を説明
17	令和7年2月6日 (予定)	第1回（仮称）編集会議を開催

編さんの対象 : 昭和 54 年 4 月～平成 31 年 4 月 (40 年間)

相模原市議会 ※発刊の主体

編さん要綱を策定(役割分担等を規定)

- ① 編さんに関する基本的な事項は、「編さん委員会」を設置して審議する。
(構成員:議長、副議長、各会派の代表者、事務局:政策調査課)
- ② 市・市議会に係る資料収集や事実確認等(原稿案の作成を含む)は、「政策調査課」が行う。
- ③ 調査研究等(原稿案の作成を含む)は、「大学」に委託する。
- ④ 原稿案の編集や監修等は、「議長が別に委嘱する5人以内の学識者で構成する編集会議」に依頼する。

政策調査課が
原稿案の全体を整える。

① 編さん委員会 (議長、副議長、各会派の代表者)

② 政策調査課

専任職員 1名
再任用短時間 1名
任期付短時間 3名

・編さん委員会の庶務
・編集会議の庶務
・大学との調整
・資料収集
・事実確認(原稿案の作成を含む)

③ 大学

・調査研究等
(原稿案の作成を含む)

④ 編集会議
(学識者5人以内)

・原稿の編集、
監修等

委託
(委託料)

委嘱
(謝礼)

※編集会議開催要領を策定

原稿案

⑤ 出版社等
(原稿の校正等)

委託
(今後の検討事項)

相模原市議会史編さん要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市議会史(以下「議会史」という。)の編さんについて、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 議会史編さんの基本方針は、既に編さんが終了している期間(明治22年4月市制町村制施行後から昭和54年3月)以降の昭和54年4月から平成31年3月までの市議会について、時代の変遷に従って展開された議会の活動状況を中心に資料を収集し、行政や市民との関わりも考察し、刊行する。なお、旧津久井郡4町の相模原市との合併に関わる議会活動も資料を収集し、考察するものとする。

(編さん委員会の設置)

第3条 議会史の編さんに関する基本的な事項を審議するため、相模原市議会に相模原市議会史編さん委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第4条 委員会は、議長、副議長及び各会派(議長に通告のあった所属議員2人以上の会派)の代表者をもって組織する。

2 委員会に会長及び副会長1人を置く。

3 会長には議長を、副会長には副議長をそれぞれ充てるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、会務を総理し、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議会局の体制)

第6条 議会史の編さんを円滑に進めるため、議会局内に議会史編さんを推進する組織を設けるものとする。

(編集会議)

~~第7条 議会史編さんに係る調査、執筆、監修等を行うに当たり、編集会議を設置する。~~

~~2 編集会議の運営に必要な事項は、別に定める。~~

(編さん方法)

第7条 議会史の編さんにあたっては、相模原市に係る資料収集、事実確認等を議会史編さん事務担当課が行い、調査研究等を大学に委託することにより原稿案を作成するものとする。

2 原稿の編集、監修等は、議長が別に委嘱する5人以内の学識経験者(行政や議会に係る専門的知識を有する者)により構成する編集会議において行うものとする。

3 編集会議の開催に必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 議会史編さんに係る庶務は、議会史編さん事務担当課で所管する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月23日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この要領は、相模原市議会史編さん要綱(令和 6 年 1 2 月 2 3 日施行)第 7 条第 3 項の規定に基づき、編集会議(以下「会議」という。)の開催に必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 会議は、別表に掲げる者をもって組織するものとする。

(任期)

第 3 条 会議の委員の任期は、委嘱の日から議会史編さん事業が終了するまでとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(座長等)

第 4 条 会議に座長及び副座長 1 名を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は座長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、座長が招集する。ただし、初回の会議は、議長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員等への謝礼)

第 6 条 前条第 1 項の規定による会議に出席した委員への謝礼は、日額 1 2, 6 0 0 円とする。

2 前条第 2 項の規定により出席をした者への謝礼は、前項に規定する額を超えない範囲で支払うことができるものとする。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、政策調査課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、会議の開催について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和 7 年 2 月 6 日から施行する。

2 相模原市議会史編集会議運営要領(令和3年12月17日施行)は、廃止する。

別表(第2条関係)

所 属 等	氏 名
明治大学 政治経済学部地域行政学科	牛山 久仁彦
大正大学 地域創生学部公共政策学科	江藤 俊昭
東京都立大学 都市環境学部都市政策科学科	奥 真美
田園調布大学 人間福祉学部社会福祉学科	隅河内 司
東海大学 政治経済学部政治学科	前田 成東